

香川県立農業大学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成19年3月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第10号

香川県立農業大学校学則の一部を改正する規則
香川県立農業大学校学則（昭和59年香川県規則第28号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員) 第4条 略 (1)～(4) 略 <u>(5) 准教授</u> (6)～(8) 略</p> <p>(職務) 第5条 略 2・3 略 4 教授及び<u>准教授</u>は、上司の命を受けて、学生及び研修生（条例第6条の規定により技術研修科での受講を許可された者をいう。以下同じ。）の教育に当たるとともに、教育の内容及び方法の調査研究を行う。 5・6 略</p>	<p>(職員) 第4条 大学校に次に掲げる職員を置く。 (1)～(4) 略 <u>(5) 助教授</u> (6)～(8) 略</p> <p>(職務) 第5条 略 2・3 略 4 教授及び<u>助教授</u>は、上司の命を受けて、学生及び研修生（条例第6条の規定により技術研修科での受講を許可された者をいう。以下同じ。）の教育に当たるとともに、教育の内容及び方法の調査研究を行う。 5・6 略</p>

附 則
この規則は、平成19年4月1日から施行する。